

2021. 11. 27 国保改善運動交流集会

資 料

1. 2021 年度国保料等の調査結果・概要版 (長野県保険医協会) P. 1
2. 長野県国民健康保険運営方針 21. 3・概要版 P. 2～6
3. 長野県国民健康保険の中期的改革方針 (ロードマップ)・概要表 P. 7
4. 補聴器給付事業全国調査一覧表 P. 8～12
5. 協会けんぽ保険料と国保料の比較 ((長野県保険医協会) P. 13
6. 「滞納差し押さえ」関連資料 P. 14

概要版とした資料の全体版は長野県社保協の HP の新着情報から参照してください

<https://n-syaho.com> 長野県社会保障推進協議会

2021 年度 国保料等の調査結果

国保料 引上げ 14、引き下げ 11 市町村

県保険医協会では 2021 年度の県内市町村の国民健康保険料(税)及び保険証の交付状況の調査を行い、回答をまとめた。

● 国保保険証交付状況

交付対象となる世帯は前年度より 3,506 世帯減り、277,152 世帯。未交付世帯は全体の約 0.3%で、長野市、千曲市、池田町の順に未交付の世帯数が多い。(2021 年 1 月 1 日時点)

滞納世帯は全世帯の 16% (36,518 世帯) で、そのうち滞納期間が 1 年を超える世帯は 37.2% (12,713 世帯)。全世帯のうち 2 割以上の世帯に滞納がある市町村は、長野市、松本市、塩尻市、川上村、朝日村であった。

● 窓口留保の内訳・理由

保険証の窓口留置きは、交付対象世帯の 0.28% (785 世帯) で、理由として最も多いのは滞納 49.8% で、住所不明は 9.4%。

● 短期被保険者証の発行状況

短期被保険者証(以下、短期証)を発行した世帯数は 2021 年 1 月時点で 6,391 世帯で、全世帯に対する短期証の発行率は 2.3%であった。滞納世帯に対する発行率は 17.5%で昨年(26.6%)から大きく減少した。滞納世帯が最も多いのは長野市だが、短期証の発行世帯数は 21 世帯で滞納世帯の 0.2%に留まる。

● 資格証明書の発行状況

全県では 207 世帯(前年度 252 世帯)に資格証明書が発行された。発行数は昨年と同様に安曇野市が最も多く、87 世帯 125 人。窓口留保は全県で 7 世帯だった。

● 一般会計からの法定外繰入、基金残高

2020 年度末見込みで法定外繰入を行う予定の市町村は 20。2021 年度予算では 21 市町村が繰入を予定している。2020 年度の基金残高(見込み)は、市部では、残高があり回答があった 16 市の平均は 4 億 5278 万円。10 億円以上の積み立てがあるのは上田市と佐久市。町村部で基金積み立てが無いのは 6 町村。積立のある町村の基金残高の平均は 1 億 710 万円。御代田町、木曾町、小布施町では 3 億円以上の基金残高があった。

● 国保法 44 条減免の窓口負担の申請減免状況

2019 年度実績は、申請が全県で 1,849 人、うち長野市が 1,649 人で 89.1%を占める。その他中野市、佐久市、小布施町の順で多いが、いずれも台風 19 号災害の影響と思われる。

● 新型コロナウイルスと国保の対応

保険料の減免は全県で 3,280 世帯。長野市、松本市、上田市の順で多い。傷病手当金の実績は全県で 21 人。

● 2021 年度の市町村国保料

夫婦(40 歳以上) 2 人と子ども 1 人で所得 210 万円、資産 3 万円の世帯をモデル世帯として年間保険料(税)の試算を行った。(表 1)

保険料(税)の据え置きは 52 市町村、引き上げは 14、引き下げは 11。

引き上げ幅が大きいのは南相木村(前年度より 23,380 円増)、岡谷市(15,303 円増)、根羽村(12,380 円増)。

引き下げ幅が大きいのは麻績村(29,290 円減)、喬木村(26,840 円減)、南木曾町(16,950 円減)。

保険料(税)は高い順から松本市(374,330 円)、飯山市(365,745 円)、御代田町(365,650 円)。低い順からは根羽村(191,520 円)、大鹿村(220,985 円)、平谷村(223,025 円)となっている。松本市と根羽村との格差は 1.95 倍となり、松本市は保険料(税)が所得に占める割合は 17.8%であった。

表 1 2021 年度国保料調査結果

				長野県保険医協会まとめ			
市町村	試算額	順位	前年増減	市町村	試算額	順位	前年増減
長野市	350,960	7	0	松川町	295,419	65	0
松本市	374,330	1	0	高森町	326,574	37	0
上田市	345,937	11	0	阿南町	308,502	60	0
岡谷市	343,173	14	15,303	阿智村	329,281	33	0
飯田市	332,545	29	0	平谷村	223,025	75	8,065
諏訪市	337,230	25	0	根羽村	191,520	77	12,380
須坂市	330,080	32	0	下條村	277,295	71	8,002
小諸市	338,920	19	0	売木村	234,680	74	6,000
伊那市	344,240	13	0	天龍村	262,600	73	0
駒ヶ根市	337,878	23	0	泰阜村	265,084	72	▲ 9,051
中野市	340,030	16	3,210	喬木村	332,724	28	▲ 26,840
大町市	316,550	50	0	豊丘村	299,812	62	▲ 10,947
飯山市	365,745	2	▲ 1,380	大鹿村	220,985	76	9,485
茅野市	309,019	58	0	上松町	315,330	51	▲ 2,900
塩尻市	326,427	38	0	南木曾町	339,586	17	▲ 16,950
千曲市	338,080	20	0	木祖村	310,860	56	0
佐久市	362,330	4	▲ 8,210	王滝村	285,320	68	0
東御市	325,740	39	980	大桑村	322,410	43	8,500
安曇野市	338,060	21	0	木曾町	317,680	48	0
小海町	310,220	57	0	麻績村	356,110	6	▲ 29,290
川上村	306,770	61	9,340	生坂村	339,420	18	0
南牧村	287,870	67	0	山形村	314,860	52	0
南相木村	317,090	49	23,380	朝日村	334,046	26	0
北相木村	349,410	8	0	筑北村	345,080	12	0
佐久穂町	328,420	35	0	池田町	308,860	59	0
軽井沢町	337,960	22	0	松川村	322,510	42	0
御代田町	365,650	3	1,150	白馬村	319,730	47	0
立科町	298,235	63	0	小谷村	290,120	66	▲ 9,510
青木村	356,720	5	0	坂城町	337,255	24	9,355
長和町	314,185	53	▲ 3,075	小布施町	325,560	40	0
下諏訪町	322,970	41	0	高山村	348,710	9	0
富士見町	332,877	27	7,925	山ノ内町	311,070	55	0
原村	313,860	54	▲ 1,500	木島平村	329,090	34	0
辰野町	279,130	70	0	野沢温泉村	332,020	30	0
箕輪町	331,520	31	0	信濃町	322,180	44	0
飯島町	320,730	46	0	飯綱町	321,690	45	0
南箕輪村	328,020	36	0	小川村	348,610	10	0
中川村	296,040	64	0	栄村	283,970	69	0
宮田村	342,537	15	0				

長野県国民健康保険運営方針の概要

はじめに

運営方針に係る基本的事項（策定の目的、根拠、対象期間）を記載します。

- 1 策定の目的** 財政の安定化、市町村事務の効率化、医療費抑制の取組の推進等の国保の運営を、県と市町村が共通認識のもと行っていくために策定する。
- 2 策定の根拠** 改正国民健康保険法第 82 条の 2 第 1 項
- 3 方針の対象期間** 令和 3 年 4 月 1 日から令和 6 年 3 月 31 日までの 3 年間

第 1 基本的な考え方

- ・国民健康保険は、高齢者の加入割合が高い、加入者の所得水準が低い、市町村ごとの医療費、保険料の格差が大きい等の構造的課題を抱えている。
- ・平成 30 年度から都道府県単位化による財政安定化が図られた。
- ・国民健康保険運営の改革を図るとともに県内加入者の負担の平準化をはかり、保険料水準の統一を目指す。

第 2 国民健康保険の医療に要する費用及び財政の見通し

国保財政の安定化のために、国保の主な支出である医療費の現状と見通し、財政赤字の解消・削減の取組等について記載します。

1 国保加入状況等

- ・被保険者数平成 28～30 年度で 42,013 人減少。
- ・高齢化率（加入者に占める 65 歳以上の方の割合）は、本県は 46.8%（全国 43.2%）で増加傾向。
- ・小規模保険者が 77 市町村中 48 市町村（62.4%）ある（H30）。全国 31.7%と比べて大幅に多い。

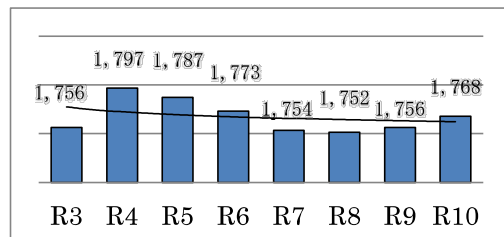
2 医療費の現状と見通し

（1）医療費の現状

- ・一人当たり医療費は、371,057 円、前年度から 3.0%伸びた（R 元）。
- ・一人当たり実績医療費の格差は最大で 2.4 倍（R 元）。
- ・高額医療費の市町村間格差は 3.3 倍。小規模市町村では高額医療費の乱高下が生じることがある。

（2）医療費の将来推計

- ・令和 4～7 年度、団塊の世代が後期高齢者に移行し、国保医療費の伸びは鈍化する見込。
- ・令和 10 年度、医療費総額は約 1,768 億円となり、令和 3 年度から 12 億円程度増となる見込。



年度	R3	R6	R10
推計	1,756 億	1,773 億	1,768 億
総医療費	2,571 万円	4,823 万円	1,290 万円
一人当たり医療費	394,821 円	420,392 円	453,835 円

3 国保財政

(1) 現状

- ・令和元年度、45 保険者が法定外一般会計繰入を実施し、総額は 13 億 2,023 万円。
- ・決算補填等を目的とした法定外一般会計繰入額が約 6 億 9 千万円 (R 元)。うち、保険料 (税) の負担緩和のための繰入が約 6 億 37 百万円、保健事業に充てるための繰入が約 3 億 4 百万円。

(2) 財政収支の改善に係る基本的な考え方 保険給付に必要な費用は保険料や努力支援制度交付金等によりまかない、単年度財政収支の均衡を図る。

(3) 赤字解消・削減の取組、目標年次等

◆解消・削減すべき赤字 「決算補填等目的の法定外一般会計繰入」と「前年度繰上充用金の増加分 (決算補填等目的のものに限る)」の合計額とする。

◆解消・削減の対象となる法定外一般会計繰入 以下の目的で法定外繰入を行った場合をいう。

- 保険料の収納不足のため
- 保険料の負担緩和を図るため
- 任意給付に充てるため
- 累積赤字補填のため
- 公債費、借入金利息

◆赤字解消・削減のための取組 市町村は赤字発生の要因分析、赤字解消・削減の目標年次、解消・削減のための具体的取組を記載した赤字解消計画を策定し、県は計画の策定に対して必要な助言を行う。

(4) 財政安定化基金

- ・決算剰余金等の留保財源の積立金 (特例基金に積み立てる場合に限る) 等を財源とし、納付金の年度間平準等に活用。
- ・特別な事情 (大規模災害、地域経済の破綻、これらに類する事情) により市町村に保険料収納不足が生じた場合、不足額の 1/2 以内を基金から交付し、交付を受けた市町村が交付額の 1/3 を補填する。

第3 市町村における保険料 (税) の標準的な算定方法

納付金・標準保険料率の算定に関する基本的な考え方、保険料水準の統一についての考え方について記載します。

1 現状

- ・県内の大半の市町村で、医療分、後期高齢者支援金分、介護納付金分とも 4 方式を採用している。
- ・県全体の応能割・応益割の賦課割合は、応能割による賦課割合が高い。
- ・一人当たり保険料調定額の格差は、最大 3.5 倍である (R 元)。

2 納付金及び標準的な保険料の算定方法

(1) 保険料水準の統一について

保険給付と保険料の県内市町村の平準化を進め、被保険者間の公平な負担による制度の継続性を図るため、中期的改革方針 (ロードマップ) に従い、保険料統一を進める。

(2) 納付金の算定方法

- ◆納付金の配分 市町村毎の所得、被保険者数、世帯数により配分する。
- ◆応能分と応益分の割合 原則通り、全国平均と比較した県の所得水準によって応能分と応益分の割合を設定する (応能 : 応益 = およそ 49 : 51)。
- ◆応益分における均等割と平等割の割合 均等割と平等割の割合の過去 3 年間の平均値を用いる。
- ◆医療費水準の反映 ① α の設定 医療費水準の差を全て反映させる ($\alpha = 1$)。
② 高額医療費の共同負担 県全体で高額医療費を共同負担する調整を行う。

(3) 市町村標準保険料率

◆標準的な保険料の算定方式 3方式(所得割、均等割、平等割による算定)を用いる。

3 激変緩和措置

被保険者のあるべき保険料負担が著しく変動することを考慮して激変緩和措置を実施。令和2年度においては、20市町村に対し1億8千万円を充当。

4 R4、R5納付金の算定方法

- ・改革方針(ロードマップ)に従い、医療費水準の二次医療圏への統一に向けてR4は医療費指数の1/6、R5は2/6反映を実施。
- ・新型コロナウイルス感染症による県内被保険者の所得減少に起因する、収納率低下、保険料収納不足等の問題について市町村と協議の上、対応。

第4 市町村における保険料(税)の徴収の適正な実施

国保財政の主な収入である国保料(税)の確保のための取組について記載します。

1 現状

- ・県内市町村の保険料(税)収納率の平均は、令和元年度において95.15%

2 目標収納率

目標収納率は、保険者規模に応じた目指すべき収納率の水準として、県内市町村保険者の保険者規模(一般被保険者数)別に設定する。

設定方法 基準年度(※)の規模別平均収納率+基準年度の前2年度分の規模別平均収納率の伸び率により設定する。(※)基準年度は、目標設定年度の2年度前とする。

令和3年度より被保険者数の減少に合わせた収納率とするため、保険者規模に「3万人以上5万人未満」を新設。

保険者規模別目標収納率一覧表(令和3年度の設定例)

保険者規模	3千人未満	3千人以上 5千人未満	5千人以上 1万人未満	1万人以上 3万人未満	3万人以上 5万人未満	5万人以上
目標収納率	97.83%	96.67%	96.35%	96.24%	93.82%	92.29%

3 収納強化の取組

◆口座振替の促進 ◆現年度分の収納強化 ◆滞納対策(滞納者との接触の機会の確保、差押え等の滞納処分の実施、収納対策の共同実施(地方税滞納整理機構の活用))

第5 市町村における保険給付の適正な実施

国保財政の主な支出である保険給付の適正化を図るための取組について記載します。

1 現状

- ・レセプト点検実施状況 一人当たり財政効果額1,727円(R元)
- ・柔道整復師療養費の患者調査実施市町村数 30市町村(R元)
- ・第三者求償の取組状況 損害保険関係団体との覚書締結、国保連合会への求償事務の委託は、全市町村が実施。求償事務に係る数値目標は、53市町村が設定。

2 給付の適正化に向けた取組

- ◆県による保険給付の点検 R元から県内市町村間を異動した被保険者に係る総覧点検等を開始。
- ◆大規模な不正利得返還金の回収 一定の要件に該当する病院の不正利得について、市町村からの委託を受け不正利得返還金の回収を行う。
- ◆柔道整復師の療養費の給付の適正化 ◆あん摩マッサージ・はり・灸の療養費の給付の適正化
- ◆レセプト点検の充実強化 ◆第三者求償の推進 ◆保険者間調整
- ◆高額療養費の多数回該当の取扱い 都道府県単位化に伴い、高額療養費の多数回該当の該当回数継続の基準である「世帯の継続性」については、県内統一の基準として世帯を主宰する世帯主に着目した基準とする。

第6 医療費適正化の取組

住民の方の健康づくりを推進し、国保財政の安定化にも資する、医療費の適正化のための取組について記載します。

1 現状

- ・特定健康診査受診率 46.8%(全国 38.0%)(R元)
- ・特定保健指導実施率 60.2%(全国 29.3%)(R元)
- ・後発医薬品使用割合 79.2%(全国 79.1%)(R元) ・後発医薬品差額通知実施 76市町村(R元)
- ・医療費通知実施 77市町村(R元) ・データヘルス計画策定 76市町村(R元)
- ・糖尿病性腎症重症化予防の取組状況 取組実施 73市町村(R元)

2 適正化に向けた取組

- ◆特定健康診査・特定保健指導実施率向上のための取組 ◆後発医薬品の使用促進
- ◆重複頻回受診・多剤投薬の適正化 ◆糖尿病性腎症重症化予防の取組
- ◆個人の予防・健康づくりに向けたインセンティブを提供する取組
- ◆KDBの活用による保健事業の推進

第7 市町村が行う事務の効率化、標準化

国保運営が県単位化されることから、市町村ごとに行っている事務について、広域的に行うことで効率化を図ることや、県で統一的に取り扱うべき事務について定めます。

1 市町村事務の効率化

- ◆広報事業

2 市町村事務の標準化

- ◆申請書様式の標準化 ◆事務処理マニュアルの作成 ◆高額療養費の多数回該当の取扱い

第8 保健医療サービス・福祉サービス等に関する施策との連携

他部局との連携施策によるサービスの総合的提供の重要性について記載します。

医療・介護・予防・住まい・生活支援が一体的に提供される地域包括ケア体制の構築が重要となっている。国保部局においても、まずは、市町村ごとに目指すべき方向性を決定していく部局横断的な会議の場に積極的に参加し、その方向性を共有することが重要となる。

第9 施策の実施のために必要な関係市町村相互間の連絡調整その他の事項

県と市町村が一体となり国保運営を行うための共通認識の形成の場や方法について記載します。

- 1 長野県県・市町村国民健康保険運営連携会議の設置
- 2 国民健康保険運営協議会の審議
- 3 情報共有の推進 県、市町村が一体となって、国民健康保険を運営していくために、連携会議、各種研修会、定期的な情報交換会等で情報を共有し、共通認識を図る。

第10 検証及び見直し

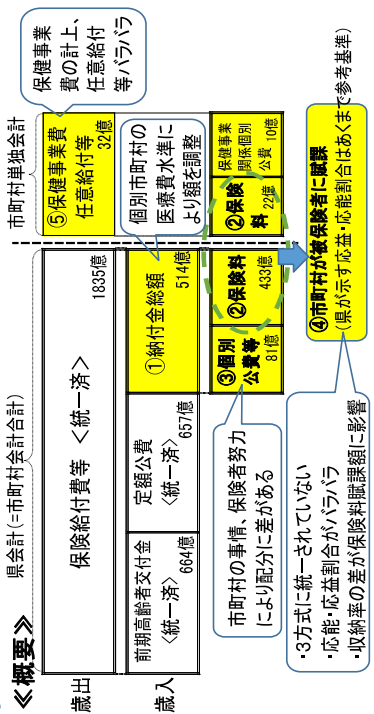
国保運営の不断の検証と見直しを図ることを記載します。

- 1 市町村による PDCA サイクルの実施 市町村は、継続的な改善を行うPDCAサイクルを実施することとし、安定的な財政運営や広域的、効率的な事業運営を図る。県は、市町村に対する助言を通じて、市町村によるPDCAサイクルの実施を支援する。
- 2 国民健康保険運営方針の検証・見直し 本方針に基づき実施する事業の実施状況を、国保運営連携会議及び国民健康保険運営協議会において検証し、本方針の見直しを行う。

長野県における国民健康保険運営の中期的改革方針

R 3 ～ R 9 の改革案

目 指 す 姿



《格差の状況》 (円は一人当たり)

項目	全 県	二 次 医 療 圏	県 平 均
①医療費水準	最高 1,2327 (平谷村)	0.9963 (松本)	0.9413
	最低 0.6613 (王滝村)	0.8728 (南信州)	
②保険料	最高 119,638円 (小布施町)	103,075円 (北信)	94,575円
	最低 40,198円 (大鹿村)	83,872円 (北7ノ7ス)	
③個別公費	最高 1,034,058円 (川上村)	651,377円 (佐久)	595,839円
	最低 392,051円 (小川村)	523,147円 (北7ノ7ス)	
④収納率	最高 9.1% (松本市)	6.31% (単純)	
	最低 2.7% (根羽村)		
⑤保健事業等	最高 50.0% (麻績村)	21.52% (単純)	
	最低 0.0% (31市町村)		
⑥法定外繰入	最高 27,000円 (御代田町)	19,509円 (単純)	
	最低 8,000円 (大鹿村)		
⑦健康事業、任意給付	最高 27,000円 (御代田町)	19,889円 (単純)	
	最低 7,400円 (赤木村)		
⑧収納率	最高 21,671円 (上伊那)	7,068円 (上伊那)	5,280円
	最低 2,611円 (青木村)	4,414円 (長野)	
⑨保健事業費	最高 100% (下條村、桑阜村、大鹿村)	98.34% (南信州)	95.1%
	最低 92.66% (長野市)	94.0% (長野)	
⑩任意給付	最高 76,274円 (桑島村)	8,664円 (木曾)	5,352円
	最低 1,866円 (赤木村)	4,092円 (南信州)	

①医療費水準が県平均より低い圏域では、ひとまず二次医療圏で統一が必要

- 二次医療圏内の医療費水準の格差は正のため、県の関与を高めることが必要
- 人工透析患者等が複数発生すると、小規模な町村では医療費が急激に上がり大変

②保険料

- 急激に保険料(税)率が上がらないように、時間をかけて資産割は不公平であり廃止すべき
- 資産割はR9までであれば廃止可能
- 保険者努力支援等の努力に対するインセンティブは引き続き残すべき

③個別公費

- 保険者努力支援等の努力に対するインセンティブは引き続き残すべき

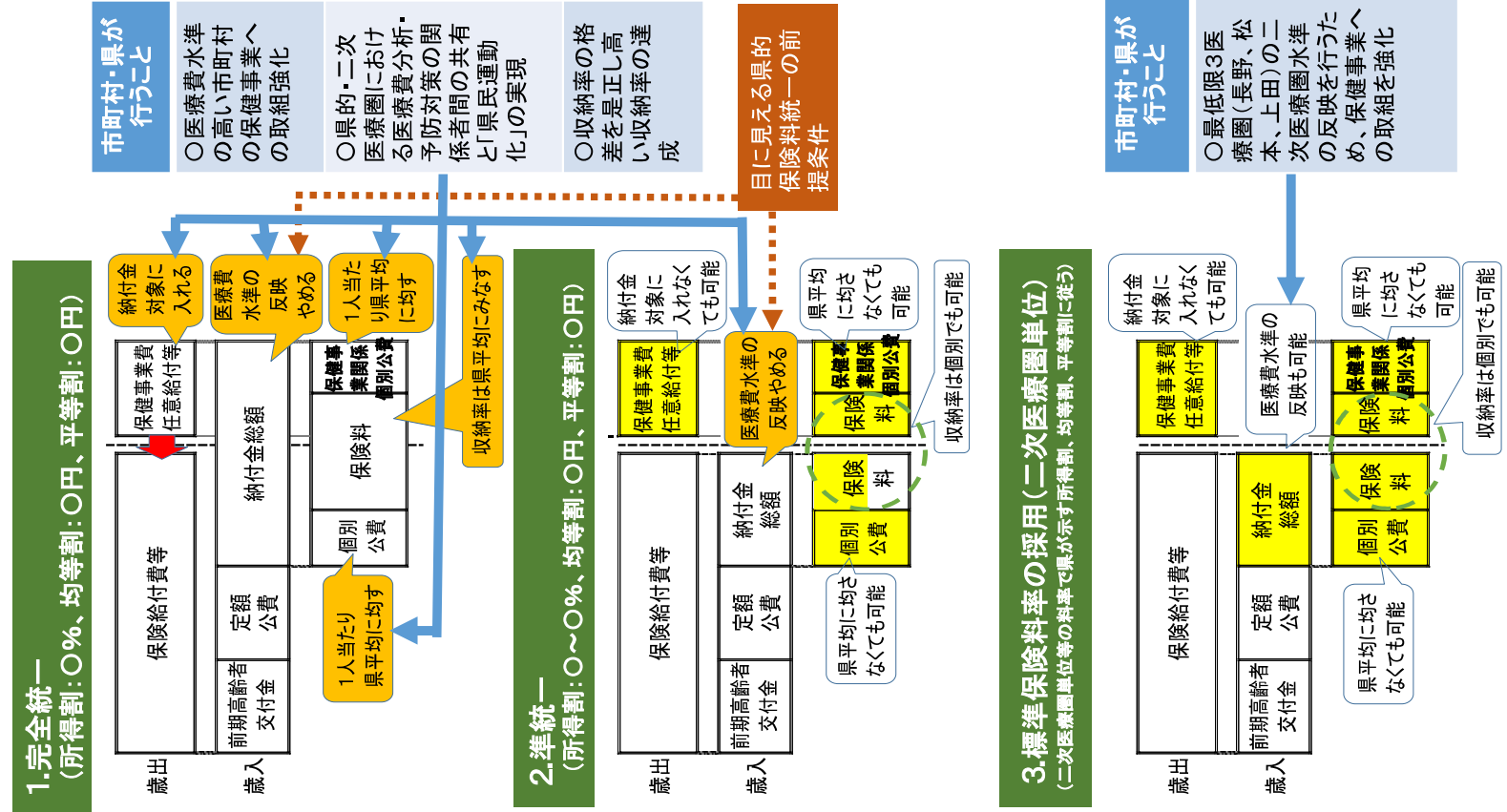
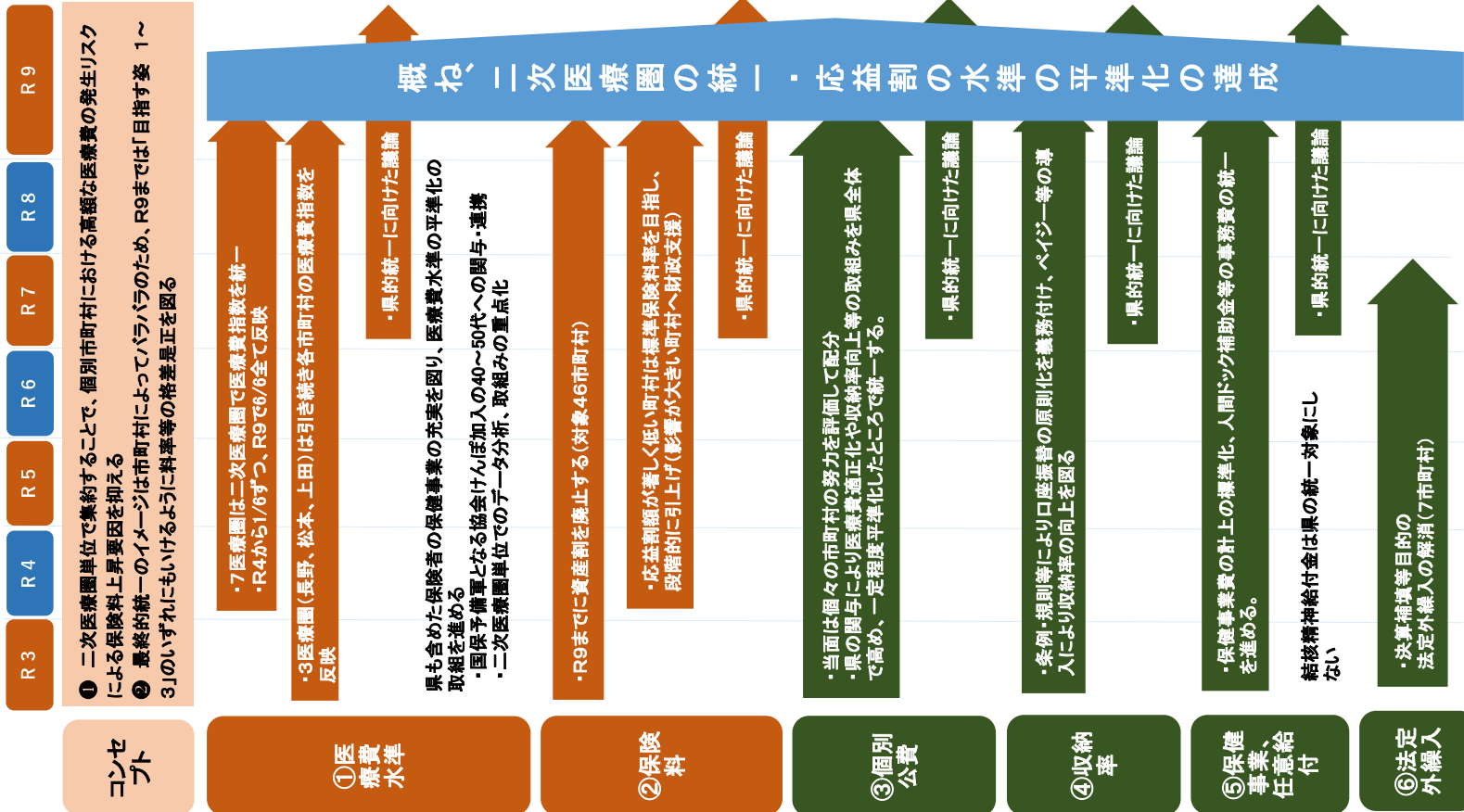
④収納率

- 収納率は100%～92%と市町村間で差が大きく、県平均の収納率にすることは、収納率の高い市町村の被保険者の理解が得られない

⑤保健事業等

- 市町村独自の保健事業は上手に残して欲しい
- 人間ドック補助金などは統一して欲しい

※1) R2納付金算定データ ※2) H30国民健康調査 ※3) R2年度 ※4) H30年度現年分 ※5) H30年度



補聴器に関する助成事業を行っている自治体							高年齢向け事業	
都道府県	自治体名	事業名	対象者	障害者手帳所持者	所得制限	申請要件	補助内容	備考
北海道	・札幌市	子どもの補聴器等購入補助	18歳未満難聴児	×	あり	治療で改善見込みない。いずれかの耳の平均聴力レベルが30dB以下。補聴器の使用で言語習得等の効果が認められる者	原則1個(片耳分)医師が認めた場合2個。市民税非課税世帯・生保世帯・0円、市民税課税世帯・助成基準額の1割	2014年4月
	・北海道赤井川村	赤井川村高齢者補聴器購入助成金交	65歳以上	×			費用の50%最大3万円。導入前に申請。	
	・北海道北見市	補装具交付(補聴器)	70歳以上	×	非課税	両耳の聴力損失 約40デシベル以上	現物交付のみ	
岩手県	岩手県	難聴字児補聴器購入助成(実施主体は市町村)	18歳未満	×	世帯の市町村民税所得割額46万円以上は対象外。生保は保護法対応	両耳聴力30db以上で、身障手帳の対象とならないこと。ただし医師が認めた場合30db未満も対象。医師が言語習得上期待できると判断した者。	負担割合県1/3、市町村1/3、本人1/3。軽度・中等度基準価格43,200円、耳掛け型52,900円 ～骨伝導式眼鏡型127,200円を基準額として補助	耐用年数原則5年
	・岩手県遠野市						原則1割自己負担	
	・岩手県大船渡市							
秋田県	難聴字児補聴器購入費助成(実施主体は市町村)	難聴字児補聴器購入費助成	18歳未満		世帯の市町村民税所得割額46万円以上は対象外。生保は保護法対応	両耳聴力30db以上70db未満で、身障手帳の対象とならないこと。ただし医師が認めた場合30db未満も対象。医師が言語習得上期待できると判断した者。	補聴器購入費用(本体・電池・イヤーマーールド)、および修理費用の1/3を市町村に交付	
	宮城県	全難聴調査による						
	仙台市	全難聴調査による						
山形県	山形県	全難聴調査による						
福島県	福島県本宮市	軽度・中等度難聴時児補聴器購入費助成	18歳未満	×	世帯の市町村民税所得割額46万円以上は対象外。他の法令に基づき補聴器助成を受けている者は除外	両耳聴力30db以上70db未満で、身障手帳の対象とならないこと。ただし医師が認めた場合30db未満も対象。医師が言語習得上期待できると判断した者。	基準額の範囲内で購入費用の2/3助成	
	栃木県	軽度・中等度難聴時児補聴器購入費助成(実施主体は市町村)	18歳未満		あり			
栃木県	・栃木県宇都宮市		概ね65歳以上			一側耳の聴力レベル、55デシベル以上90デシベル未満、他側耳の聴力レベル55デシベル以上70デシベル未満で、専門医師により補聴器の使用が必要と認められた方	所得税額が15000円未満で4段階で事故負担額が0円から26400円に分かれる	
	・栃木県足利市		75歳以上		生活保護か非課税	65歳以上で要介護認定または要支援認定を受けているか、介護予防・日常生活支援総合事業の対象者を含む。)で、医師の判定を受けた方も可		集音器は助成の対象外
	茨城県古川市	白内障補助眼鏡・補聴器購入費等助成	65歳以上	×			購入費の 1/2 以内で 限度額 10,000 円 ・ 1人 1 回 1 台のみ	
群馬県	群馬県	全難聴調査による						
	新潟県							
	・新潟県阿賀野市	軽・中等度難聴者補聴器購入費助成	18歳以上			1. 両耳の聴力レベルがそれぞれ30デシベル以上の方 2 医師に補聴器の装用が特に必要と判断された方	購入費用の2分の1。30,000円上限。修理・部品交換は対象外。原則5年間再申請できない	
新潟県	新潟県三条市	補聴器購入費 助成	50歳以上 74歳以下			片耳の聴力レベルが40デシベル以上、又は医師が補聴器装用を必要と認めた方。装用により、コミュニケーション確保について一定の効果が期待できると医師が判断する方	生活保護世帯・市民税非課税世帯 購入費の額 50, 000円 市民税課税世帯 購入費の額の 1/2 25, 000円	

都道府県	自治体名	事業名	対象者	障害者手帳 所持者	所得制限	申請要件	補助内容	備考
新潟県	・新潟市見附市	難聴者補聴器購入費助成	50歳以上74歳以下のひとり暮らしの方	×			生活保護世帯・市民税非課税世帯：購入費の額50,000円 市民税課税世帯：購入費の額の1/225,000円	
	・新潟県聖籠町		18歳以上	×		両耳の聴力レベルが40デシベル以上。過去5年間に聖籠町軽・中等度難聴児補聴器購入費助成事業による助成を受けていない方	補聴器購入費用の1/2限度額 非課税世帯3万円まで 課税世帯2万円まで	
	・新潟県刈羽村	難聴者補聴器購入費助成	18歳～64歳の両耳の聴力が30dB以上ある者。65歳以上は、両耳の聴力				生保：購入費の全額を助成（上限10万円） 村民税非課税世帯：購入費の半額を助成（上限5万円） 村民税課税世帯：購入費の半額を助成（上限3万円）	2020年4月より実施
	東京都	全難聴調査による						
東京都	・東京都足立区	高齢者補聴器購入費用助成	65歳以上	×		住民税非課税または生保受給者、中国帰国者支援給付者。医師診断得られた方、聴力40～70Db未満（両耳）	助成上限額25000円、一人一台一回のみ、	集音器は対象外
	・東京都板橋区		65歳以上	×	非課税	尚且つ耳鼻咽喉科医が補聴器の使用が望ましいと判断した中等度難聴者	上限2万円。助成は1回限り、修理経費、付属品購入は含まず	補聴器購入アフターケア 証明書の提出を条件
	・東京都渋谷区	調査中						
	・東京都新宿区	補聴器の支給	70歳以上				現物支給2,000円 ※生活保護または中国残留邦人等支援給付を受けている方は、自己負担が生じません。	
	・東京都豊島区		65歳以上	×	本人非課税	介護保険料所得段階が1から5耳聾科の医師から本事業の基準を満たす証明を受けたかた（中程度難聴程度）	購入費用を1台一回限り、限度額2万円まで、補聴器本体および付属品	集音器は対象外
	・東京都練馬区	高齢者の補聴器購入費用助成事業	65歳以上	×	住民税非課税世帯	または生活保護受給者、中国帰国者支援給付受給者 耳鼻咽喉科医の診断結果（意見書）を得られる方（両耳の聴力レベル40db以上70db未満の方）	本体および付属品の購入費用として、25,000円を上限	集音器および故障、修理、メンテナンスなどは対象外
	・東京都文京区	高齢者補聴器購入費用助成	65歳以上	×	住民税非課税（個人）	医師の診断（500円）を受け、医師が補聴器の必要性を認める方	2万5千円を上限として、1人1回に限り補聴器購入費用を助成	2020/8/3
	・東京都利島村	高齢者補聴器購入費助成	満65歳以上	×	本人が住民税非課税	耳鼻咽喉科医師により、補聴器の必要性を認める意見書等を得ることができると。	補聴器本体1台分の購入費用人につき2万円以内	2020/9/1
	・東京都千代田区	補聴器購入費の助成	年齢制限なし		あり	補聴器の必要性を認める医師の意見、聴力レベルが40デシベル以上である方、扶養義務者等の所得が、千代田区障害者福祉手当の所得基準の範囲内であること	補聴器購入費の9割を助成。ただし、50,000円を限度	
	・東京都江東区	高齢者4補聴器の現物支給及び購入費助成	65歳以上	×	あり	所得制限 扶養親族3人以上の場合一人につき38万円加算 0人257万2千円、1人305万2千円、3人343万2000円	現物支給：1人一回一台限り現物支給 購入補助：30000円上限支給	集音器は対象外
	・東京都江戸川区	補聴器購入資金の一部助成	満65歳以上		本人が住民税非課税	医師が補聴器の必要性を認める方	1人一回、上限2万円	

都道府県	自治体名	事業名	対象者	障害者手帳 所持者	所得制限	申請要件	補助内容	備考
	・東京都葛飾区	補聴器購入資費助成	満65歳以上	×	住民税非課税世帯	医師が補聴器の必要性を認める方(要医師証明書、領収書)	1人一回、上限35000円上限	
	・東京都大田区	高齢者補聴器購入費助成	満70歳以上	×	住民税非課税世帯	耳鼻咽喉科医師が補聴器の必要性を認める方	1人一回、上限2万円 故障・紛失、メンテナンスは対象外	
	・東京都中央区	高齢者補聴器購入費用助成	65歳以上	×	あり	耳鼻咽喉科医師が補聴器の必要性を認める方 本人の前年所得が267万2千円(扶養0)、315万2千円(扶養1)ー人増毎38万円加算	35000円上限。未満額の場合は購入金額	
	・東京都墨田区	高齢者補聴器購入費助成	満65歳以上	×	住民税非課税世帯	耳鼻咽喉科医師が補聴器の必要性を認める方	1人一回、上限2万円 故障・紛失、メンテナンスは対象外	
	千葉県	軽度・中等度難聴時児補聴器購入費助成(実施主体は市町村)	18歳未満	×	世帯の市町村民税所得割額46万円以上は対象外。	両耳聴力30db以上70db未満で、身障手帳の対象とならないこと。ただし医師が認めた場合30db未満も対象。医師が言語習得上期待できると判断した者。	各市町村より基準価格の範囲内で購入価格の2/3を助成	
千葉県	千葉県千葉市	軽度・中等度難聴時児補聴器購入費助成			あり	両耳聴力30db以上70db未満で、身障手帳の対象とならないこと。ただし医師が認めた場合30db未満も対象。医師が言語習得上期待できると判断した者。	難聴の程度により定められた基準額の範囲内で購入費用の2/3	2014年よりFM受信機・マイク、オーディオチューンも単独助成
	・千葉県浦安市	補聴器の購入費助成	65歳以上	×		医師の証明書、領収書	35000円を上限に1回だけ助成	
	・千葉県船橋市	高齢者補聴器購入費用助成	65歳以上	×	住民税非課税世帯(世帯分離していても×)	購入後1年以内申請で有効。医師の証明書、領収書。転入者で課税状況が確認できない場合は確認できる書類	上限2万円	集音器、助聴器は対象外
	・千葉県印西市	高齢者補聴器購入費助成 2021年9月受付中止中	65歳以上			医師の証明書、領収書	上限2万円	
埼玉県	さいたま市	軽・中等度難聴児の補聴器購入費用の一部助成	満18歳未満	×	世帯の市町村民税所得割額46万円以上は対象外。他の法令に基づき補聴器助成を受けている者は除外	両耳の聴力レベルが70db未満の方又は片耳の聴力レベルが70db以上の者で身障手帳交付非対象の者。医師が言語習得上効果期待できると判断した者。要医師意見書	補聴器の種類により基準額を合計した額から負担上限月額をひいた額	
	・埼玉県朝霞市	高齢者補聴器購入費用助成	65歳以上	×	市民税非課税世帯に属する	医師の証明書	上限2万円	集音器は対象外
神奈川県	・神奈川県	軽度・中等度難聴児補聴器購入補助	18歳未満					
山梨県	山梨県	全難聴調査による					購入は加算(補聴器助成基準)に定める基準額または補聴器の購入に要する費用のいずれか低い額の3分の2を助成。修理は助成を受けて購入した補聴器を対象に同一年度内に2回を限度、補装具費支給制度に基づく基準額または実際に修理に要した費用のいずれか低い額の2分の2を助成	
	伊那市	軽度・中等度難聴児補聴器購入費等の助成	18歳未満	×	対象児童の属する世帯内に市町村民税の所得割額が46万円以上の方がいる場合は対象外	聴力レベルが身体障害者手帳の交付対象外であることの医師意見書、見積書		
	千曲市	全難聴調査による						
	安曇野市	全難聴調査による						
	上田市	全難聴調査による						

都道府県	自治体名	事業名	対象者	障害者手帳 所持者	所得制限	申請要件	補助内容	備考
長野県	・長野県木曽町		65歳	×		領収書添付、同一対象者に5年に1回限り、予算終了とともに受付終了	購入費の2分の1以内で30,000円上限	
	・長野県南牧村		18歳以上		なし	聴覚障害による身障手帳を所持していない者で、補聴器を必要とする者。身障手帳所持者で補聴器を補助具として購入した者。要医師意見書、領収書。	助成額は補聴器購入費として上限50000円。同一年度中一人1回限り。	2021年7月
	・長野県南箕輪村	高齢者補聴器購入費助成	満75歳以上	×	高齢者が属する全世帯員が市町村民税非課税、村納付金に未納がない		購入費用の額として上限20000円	集音器、助聴器対象外
静岡県	静岡県	軽度・中等度難聴児補聴器購入補助	18歳未満	×		両耳聴力30db以上で、身障手帳の対象とならないこと。	2/3補助(限度額あり)	
	・静岡県長泉町	高齢者補聴器購入助成	65歳以上	×		両耳の聴力が50db以上70db未満、障害者総合支援法による補聴器の支給対象にならない方、医師の証明、領収書	購入費用の2分の1以内として上限30000円	
	・静岡県焼津市	高齢者保健福祉用具(補聴器)給付	65歳以上	×	本人住民税非課税	両耳の聴力が30db以上。(70db未満以上)の場合は障がい者助成)。医師の証明、販売見積書	購入費用の1/2以内で上限30000円	
	・静岡県磐田市	補聴器購入費助成	70歳以上	×	世帯の市民税所得割額46万円以上は非対象	両耳の聴力30db以上の身障手帳交付非対象者。医師の証明。他の助成を受けていない。市税等非滞納者。過去の非助成者	購入費用の1/2以内で上限30000円	
		全難聴調査による				聴力レベルが原則として30デシベル以上で、かつ、身体障害者手帳の対象とならない方 補聴器の装用が必要と医師に診断された方	基準額の範囲内で購入費の10分の9を助成(2019年度より)(生活保護法による被保護世帯等、又は市民税非課税世帯に属する世帯の方は、基準額の全額を助	平成18年厚生労働省告示第528号に定められた額に1,048の加算を乗じた額を基準額とする 耐用年5年
愛知県	・愛知県北名古屋市	軽度・中等度難聴児補聴器購入費等助成	18歳未満	×	世帯の市民税所得割額46万円以上は非対象	両耳の聴力が30db以上で身体障害者手帳対象外者。医師の証明。他の購入費助成を受けていない。	見積額又は基準額のいずれか低い額も3分の2(1000円未満切り捨て)	
	一宮市	難聴児補聴器購入費の助成	18歳未満	×	あり	身体障害者手帳の対象ではない(両耳の聴力レベルが70デシベル未満)で、補聴器の装用が医師に判断されている方	障害者総合支援法に定められた補装具費(補聴器)の基準額内とし、原則1割の利用者負担世帯の所得の状況に応じて、利用者負担に上限設定あり	
	・愛知県設楽町	難聴高齢者補聴器購入費等助成	満65歳以上	×		医師の意見書得た者	補聴器の購入と修理と調整費の一部助成。購入:片耳上限50000円修理、調整:上限10000円	
	・愛知県犬山市	難聴高齢者補聴器購入費等助成	65歳以上	×	住民税非課税	事前申請。両耳の聴力30～69db	補聴器購入費の半額補助。(上限20000円)	
	・愛知県稲沢市	軽度・中等度難聴児の補聴器購入費の助成	18歳未満	×	詳細不明	事前申請。両耳の聴力30以上で、身障手帳の交付非対象者。要医師判断証明書	補聴器の購入と修理と調整費の一部助成。	
奈良県	奈良県	軽度・中等度難聴児の補聴器購入費の助成	18歳未満	×	世帯の市民税所得割額46万円以上は非対象	両耳聴力30db以上70db未満で、身障手帳の対象とならないこと。ただし医師が認めた場合30db未満も対象。医師が言語習得上期待できると判断した意見書の提出	補助基準額の3分の2(1,000円未満切り捨て)基準額耳穴式145220円～耳掛け式36252円等の詳細な基準額示す	
和歌山県	和歌山県	全難聴調査による				原則として、両耳の聴力レベルが30デシベル以上70デシベル未満で、障害者総合支援法の補装具費支給の対象とならない児童。(ただし、指定医師が装用の必要を認めた場合は、30デシベル未満についても対象とする)	補助率:市町負担額の1/2(市町の助成額は、基準額の2/3。市町村民税非課税世帯および生活保護世帯に属するものについては、減免措置あり)	
滋賀県	滋賀県	軽度・中等度難聴児補聴器購入費等助成(実施主体市町)	18歳未満	×	世帯の市民税所得割額46万円以上は非対象		修理費用も可	

都道府県	自治体名	事業名	対象者	障害者手帳 所持者	所得制限	申請要件	補助内容	備考
京都府	京都府	難聴児補聴器助成	18歳未満	×	世帯の市民税所得割額46万円以上は 非対象	1個あたり40000円教育上の理由等により両耳 分が必要な場合は、2個まで助成。※ 助成を 受けて5年以内は、再度助成を受けることがで きない。※ 修理や電池交換は助成の対象と ならない。		
	兵庫県	全難聴調査による 軽度・中等度難聴児補聴器購 入費等助成	18歳未満		世帯の市民税の所得割額の合計額 (寄付金税額控除や住宅借入金等特 別税額控除を受けている場合は、当該 控除額を所得割の額に加算した額)が 23.5万円未満の方	両耳とも聴力が、30dB以上70dB未満の方(た だし、医師が補聴器の装用を必要と認めるとき は、片方又は両方の耳の聴力レベルが30デシ ベル未満についても対象となる場合	6000円～10万円(イヤーマーモールド ～骨伝導耳掛け式)	2013年6月実施
兵庫県	・兵庫県明石市	高齢者補聴器購入費助成	65歳以上	×		耳鼻科医師の証明(医師意見書)を受け た人(中等度難聴程度)。他の助成受け ていない。市税等非滞納者。過去の非助 成者	1人一回限り、上限2万円 故障・ 修理、メンテナンスは対象外。申 請前購入は対象外。	集音期器は対象外
	香川県 徳島県	全難聴調査による 全難聴調査による						
愛媛県	愛媛県	軽度・中等度難聴児に対する 補聴器購入費の助成(実施主 体市町村)	18歳未満	×	対象児又は対象児の属する世帯の他 の世帯員の市町村民税所得割の額が 46万円以上でないこと。	両耳の聴力が30db以上であること た だ し 、聴覚障がいに関し、身体障害者福祉 法に基づき指定医師が補聴器を必要と認 め市町が決定した場合も可	基準額の2／3(市町1／3、県1 ／3) 自己負担は1.1万～2.2 万円程度(機種による)	
高知県	高知県	全難聴調査による						
広島県	広島県	軽度・中等度難聴児補聴器購 入費助成	18歳未満	×	対象児又は対象児の世帯の世帯員の うち、市町村民税所得割額の最多納税 者の納税額が46万円以上の場合	両耳の聴力レベルが30デシベル以上で あること 聴覚障害による身体障害者手 帳の交付対象者でないこと	購入費と基準額と比較して少ない 方の額の3分の2。県・市町・本人 は各々1／3負担(基準表別途)	
	岡山県	難聴児補聴器交付(実施主体 市町村)	18歳未満	×	本人又は世帯員のうち、市町村民 税所得割の最多納税者の納税額 が46万円以上の場合は交付対象 外		新規及び更新の補聴器購入費の3分の2 ※ 市町村への補助(補助率1／2)とし、県・市町 村・本人は各々1／3負担する(耐用年数5年)	
島根県	島根県	軽度・中等度難聴児補聴器購 入助成事業	18歳未満	×	対象児又は属する世帯の他の世帯員 の市町村民税所得割の最多市町村民 税所得 割課税者の課税額が 46 万円 以上の場合は対象外	両耳の聴力レベルの平均が 30dB 以上 70dB 未満で、身体障害者手帳の交付の 対 象 とならないこと。	県の補助額は、補聴器購入費等として市町村 が認める額と補助基準額(別途)とを比較して 少ない方の額に3分の2を乗じた額と、市町村 が助成した額と比較して少ない方の額から、寄 付金その他の収入を差し引いた額の2分の1	
	福岡県 福岡市	全難聴調査による 全難聴調査による						
福岡県	・福岡県田川市	軽度・中等度難聴児補聴器購 入費助成	18歳未満	×	世帯所得が一定額以上は対象外	両耳の聴力30以上で、身障手帳の交付非対 象者。医師が装着により言語習得に一定効果 があると判断dした場合はこの限りではない	助成対経費と市が定める基準額 を比較し、いずれか低い額の3分 の2を助成	
		軽度難聴者補聴器購入助成	とくになし	×	市民全非課税世帯、均等割りのみの 市民税課税世帯または生保世帯	事前申請。両耳の聴力レベル50db以上70db 未満、又は片耳のレベル50dbで他耳が90db 未満であること。耳鼻咽喉科治療により改善見 込めない人。	助成対経費と市が定める基準額 を比較し、いずれか低い額の2分 の1を助成	耐用年数期間中における 買替は対象外
長崎県	長崎県	全難聴調査による						
宮崎健	宮崎県	全難聴調査による						
熊本県	熊本県	全難聴調査による						
	熊本市	全難聴調査による						
鹿児島県	鹿児島県	全難聴調査による						
沖縄県	・沖縄県那覇市	加齢性難聴者に対する補聴器 購入費用の助成	65歳以上	×	市民税非課税	事前申請。耳鼻咽喉科医師から補聴器 が必要との意見書。他の制度で補助受け られない方。	補聴器1台の購入費として一人 25000円を上限。一人一回のみ (上限25名の先着順)	

2021.10 諏訪地方社保協調べ
出典 中央社保協、全難聴ホームページより作成

協会けんぽ保険料と国保料の比較

	市町村	国保料	倍率		市町村	国保料	倍率		市町村	国保料	倍率
1	長野市	350,960	1.96	27	御代田町	365,650	2.05	53	上松町	315,330	1.76
2	松本市	374,330	2.09	28	立科町	298,235	1.67	54	南木曾町	339,586	1.90
3	上田市	345,937	1.94	29	青木村	356,720	2.00	55	木祖村	310,860	1.74
4	岡谷市	343,173	1.92	30	長和町	314,185	1.76	56	王滝村	285,320	1.60
5	飯田市	332,545	1.86	31	下諏訪町	322,970	1.81	57	大桑村	322,410	1.80
6	諏訪市	337,230	1.89	32	富士見町	332,877	1.86	58	木曾町	317,680	1.78
7	須坂市	330,080	1.85	33	原村	313,860	1.76	59	麻績村	356,110	1.99
8	小諸市	338,920	1.90	34	辰野町	279,130	1.56	60	生坂村	339,420	1.90
9	伊那市	344,240	1.93	35	箕輪町	331,520	1.85	61	山形村	314,860	1.76
10	駒ヶ根市	337,878	1.89	36	飯島町	320,730	1.79	62	朝日村	334,046	1.87
11	中野市	340,030	1.90	37	南箕輪村	328,020	1.84	63	筑北村	345,080	1.93
12	大町市	316,550	1.77	38	中川村	296,040	1.66	64	池田町	308,860	1.73
13	飯山市	365,745	2.05	39	宮田村	342,537	1.92	65	松川村	322,510	1.80
14	茅野市	309,019	1.73	40	松川町	295,419	1.65	66	白馬村	319,730	1.79
15	塩尻市	326,427	1.83	41	高森町	326,574	1.83	67	小谷村	290,120	1.62
16	千曲市	338,080	1.89	42	阿南町	308,502	1.73	68	坂城町	337,255	1.89
17	佐久市	362,330	2.03	43	阿智村	329,281	1.84	69	小布施町	325,560	1.82
18	東御市	325,740	1.82	44	平谷村	223,025	1.25	70	高山村	348,710	1.95
19	安曇野市	338,060	1.89	45	根羽村	191,520	1.07	71	山ノ内町	311,070	1.74
20	小海町	310,220	1.74	46	下條村	277,295	1.55	72	木島平村	329,090	1.84
21	川上村	306,770	1.72	47	売木村	234,680	1.31	73	野沢温泉村	332,020	1.86
22	南牧村	287,870	1.61	48	天龍村	262,600	1.47	74	信濃町	322,180	1.80
23	南相木村	317,090	1.77	49	泰阜村	265,084	1.48	75	飯綱町	321,690	1.80
24	北相木村	349,410	1.95	50	喬木村	332,724	1.86	76	小川村	348,610	1.95
25	佐久穂町	328,420	1.84	51	豊丘村	299,812	1.68	77	栄村	283,970	1.59
26	軽井沢町	337,960	1.89	52	大鹿村	220,985	1.24				

(国保)

夫婦（40歳）と子ども1人の場合、所得210万円、固定資産税3万円

(協会けんぽ)

夫婦（40歳）と子ども1人の場合、夫の給与収入のみ（賞与4.32月）

給与収入	3,120,000 円	給与月額	191,176	保険料年額	131,214
所得	2,104,000 円	賞与	825,882	賞与保険料	47,530
		協会けんぽ保険料率	11.51 %	年間保険料	178,744

長野県地方税滞納整理機構 活動状況（令和３年９月）

1 引受状況 （単位：千円）

対象市町村	引受市町村	区分	引受件数	引受滞納額	左の内訳	
					本税	加算金等
77	56 (72.7%)	市町村	946	1,389,762	1,155,722	234,040
		県	79	143,622	61,506	82,116
		合計	1,025	1,533,384	1,217,228	316,156

2 引受事案の内訳（本税） （単位：千円）

区分	個人住民税	固定資産税	国民健康保険税(料)	その他の市町村税	県税	本税合計
税額	277,083	410,811	445,116	22,712	61,506	1,217,228
構成比	22.8%	33.7%	36.6%	1.9%	5.1%	100.0%

3 徴収実績

(1) 納付区分内訳（加算金等含む） （単位：千円）

区分	滞納処分徴収			自主納付			合計 A+B
	換価・取立①	交付要求 配当金②	合 計 A ①+②	直接徴収③	構成団体 窓口納付④	合 計 B ③+④	
9月	10,530		10,530	24,432	6,259	30,691	41,221
合計	46,257	558	46,815	119,613	14,798	134,410	181,225
構成比	25.4%	0.3%	25.8%	66.0%	8.3%	74.2%	100.0%

(2) 税目別徴収額（本税） （単位：千円）

区分	個人住民税	固定資産税	国民健康保険税(料)	その他の市町村税	県税	本税合計
9月	11,917	5,761	16,331	360	377	34,746
合計	50,066	30,983	71,430	3,367	1,029	156,875
徴収率	18.1%	7.5%	16.0%	14.8%	1.7%	12.9%

4 滞納処分状況 （単位：件）

区分	差 押						参 加 差押等	搜索 (回)	公売公告		売却件数	
	不動産	預貯金	給与等	その他債権	その他	差押計			不動産	動産	不動産	動産等
9月	2	25	17	18	3	65	10	1	7	35	0	1
合計	13	125	72	78	11	299	49	12	19	69	2	6